

静岡県マリーナ建設事業に関する指導要綱

昭和63年6月1日

告示第555号

静岡県マリーナ建設事業に関する指導要綱を次のように定める。

静岡県マリーナ建設事業に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マリーナ建設事業の施行に関し必要な基準を定めてその適正な施行を誘導することにより、マリーナの建設地及びその周辺地域の良好な自然環境及び生活環境の確保並びに水面利用における漁業等との調整を図り、もって地域の均衡ある発展に資することを目的とする。

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マリーナ プレジャーボートの基地としての専用の土地又は水面を有する施設で、水域施設、外郭施設、係留施設、上下架施設、陸上保管施設、管理施設、駐車場及びクラブハウスその他のサービス施設の全部又は一部を備えるものをいう。
- (2) プレジャーボート モーターボート、ヨットその他原動機等を用いて推進する船舶で、海洋性レクリエーション又は海洋性スポーツの用に供するものをいう。
- (3) マリーナ建設事業 マリーナを新設し、又は既存のマリーナの施設を増設し、若しくは改良する事業をいう。
- (4) 事業者 マリーナ建設事業に係る工事の請負契約の注文者及び請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (5) 工事施行者 マリーナ建設事業に係る工事の請負人をいう。
- (6) 施行区域 マリーナ建設事業を行う区域をいう。

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

(適用の除外)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当するマリーナ建設事業については、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が行うマリーナ建設事業
- (2) 国又は地方公共団体が出資している公社等で別に定めるものが行うマリーナ建設事業
- (3) 国又は地方公共団体が出資している法人で知事が公益上必要と認めるものが行うマリーナ建設事業
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内で行うマリーナ建設事業

(一部改正 [平成17年告示559号])

(事業者の協力)

第4条 事業者は、マリーナ建設事業の施行に当たって、県及び市町が実施するプレジャーボートの利用の適正化及び地域振興のための諸施策に協力するとともに、良好な自然環境及び生活環境が適正に確保されるよう努めなければならない。

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

(マリーナ建設事業に関する基準)

第5条 事業者は、マリーナ建設事業に関する計画を策定しようとするときは、別表に定める基準に適合するようにしなければならない。

(承認の申請)

第6条 事業者は、マリーナ建設事業を施行しようとするときは、法令(国土利用計画法(昭和49年法律第92号)及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)を除く。)の規定に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、あらかじめ、この要綱に基づく知事の承認を受けなければならない。

2 事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第1号による実施計画承認申請書(以下「承認申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

(市町長の意見の聴取)

第7条 知事は、前条第1項の承認の申請があつたときは、当該承認の申請に係るマリーナ建設事業の施行区域を管轄する市町の長(以下「市町長」という。)及び関係市町の長の意見を聴くことができる。

(全部改正 [平成11年告示341号の12])

(県漁業協同組合連合会会長の意見)

第8条 知事は、承認申請書を受理した場合において、必要があると認めるときは、静岡県漁業協同組合連合会会長の意見を聴くものとする。

(承認の基準及び条件)

第9条 知事は、第6条第1項の承認(以下「事業承認」という。)の申請に係るマリーナ建設事業に関する計画が別表に定める基準に適合していると認めるときは、承認するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、事業承認に条件を付するものとする。

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

(地位の承継)

第10条 次に掲げるマリーナ建設事業の事業者としての地位を承継しようとする者は、その地位を譲り渡そうとする者と連名で、あらかじめ、様式第2号による地位承継承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業承認を受けたマリーナ建設事業
- (2) 承認申請書を提出したマリーナ建設事業

2 前項各号に掲げるマリーナ建設事業の事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継したときは、様式第3号による地位承継届を知事に

提出しなければならない。

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

(変更の承認等)

第11条 事業者は、事業承認を受けたマリーナ建設事業に係る工事（以下「工事」という。）の完了前において、施行区域の面積又は工事の設計内容を変更しようとするときは、様式第4号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第7条の規定は、前項の申請について準用する。

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

(届出)

第12条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 工事に着手しようとするとき、工事が完了したとき、工事を1月以上中止しようとするとき、又は工事を再開しようとするとき。 様式第5号による工事着手（完了、中止、再開）届

(2) 氏名又は住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更したとき。 様式第6号による氏名等変更届

(3) 工事施行者を変更したとき。 様式第7号による工事施行者変更届

(4) マリーナ建設事業を廃止しようとするとき。 様式第8号による事業廃止届

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

(工事の施行方法等に関する協定)

第13条 知事は、この要綱に基づく指導を適正に行うため、必要があると認めるときは、工事の施行方法、工事完了後の施設の管理等について、市町長に対し、事業者との間に協定を締結するよう要請するものとする。

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

(調査)

第14条 知事は、事業者又は工事施行者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、マリーナ建設事業に係る土地その他の物件又は工事の状況を調査することについて協力を求めることができる。

2 前項の調査は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 第6条第1項又は第11条第1項の申請があつたとき。

(2) 工事施行中において必要があると認めるとき。

(3) 工事が完了したとき。

(4) その他知事が特に必要と認めるとき。

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

(報告、指導等)

第15条 知事は、事業者又は工事施行者に対し、その施行するマリーナ建設事業に関し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、

又は必要な指導若しくは助言をすることができる。

2 知事は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、指導又は助言を受けた者に対し、当該指導又は助言に基づいて講じた措置について、様式第9号による是正報告書により報告させるものとする。

(一部改正 [平成11年告示341号の12])

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成3年3月30日告示第315号)

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日告示第300号の7)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日告示第363号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日告示第341号の12)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日告示第350号の4)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表の第1の(6)の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

附 則(平成17年4月1日告示第559号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年3月9日告示第194号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年3月18日告示第176号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日告示第230号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正(「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。)は、平成27年5月29日から施行する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第279号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和6年3月12日告示第175号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1(4)、(7)及び(13)の改正は、公示の日から施行する。

別表（第5条、第9条関係）

マリーナ建設事業に関する基準

第1 立地基準

次に掲げる区域に立地するものでないこと。

- (1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域のうち漁船の利用又は漁港機能の保持に支障があると認められる区域
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域のうち治水その他の河川の管理に支障があると認められる区域
- (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項の港湾区域のうち港湾機能の保持に支障があると認められる区域
- (4) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条の規定により指定された保護水面の区域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林及び同法第41条第1項又は第3項の規定により指定された保安施設地区
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された鳥獣保護区内の特別保護地区
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第21条第1項の規定により指定された特別保護地区、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の12第1号に規定する第1種特別地域（自然公園法第2条第6号の公園事業により施行する区域を除く。）及び静岡県立自然公園条例施行規則（昭和36年静岡県規則第49号）第12条の4第1号に規定する第1種特別地域（静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第2条第3号の公園事業により施行する区域を除く。）
- (8) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域のうちマリーナ建設事業の施行が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長すると認められる区域
- (9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域のうちマリーナ建設事業の施行が急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれがあると認められる区域
- (10) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地のうち治水上砂防に支障があると認められる区域
- (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域のうちマリーナ建設事業の施行が土砂災害の発生のおそれを大きくすると認められる区域
- (12) 静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第3条第1項の規定に

より指定された災害危険区域のうち工事の施行によりがけ崩れ等による被害を受けるおそれがあると認められる区域

(13) 農地の転用が農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）における当該転用に係る農地又は農地若しくは採草放牧地の転用が同法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）における当該転用に係る農地若しくは採草放牧地

(14) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）に基づく指定文化財の所在する地域（風致景観に著しい影響を与えない事業、公益上必要な事業及び保存管理計画に沿って認められる事業により施行する区域を除く。）

(15) 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項の海岸保全区域等のうちマリーナ建設事業の施行が海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる区域

(16) 公有水面埋立事業の施行に支障があると認められる区域
（一部改正 [平成23年告示176号・令和6年告示175号]）

第2 計画基準

- 1 マリーナの建設地及びその周辺地域の整備又は保全に関する県及び市町の計画との整合性が図られていること。
- 2 マリーナの施設のうち、港湾法第56条の2の2に規定する施設は、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成19年国土交通省令第15号）に定める技術上の基準に適合するよう計画されていること。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する漁港施設は、同法第6条の2第1項に規定する漁港漁場整備基本方針に定める技術的指針に関する事項に適合するよう計画されていること。
- 3 土地の造成、建築物の建築等の施行上必要な法令に基づく許認可等の基準に適合するよう計画されていること。
- 4 プレジャーボートの適正な係留保管について、必要な配慮がなされていること。
- 5 排水については、排水系統を明確にするとともに、公共用水域が汚濁されないよう、水域ごとに定められている排水基準を遵守するための必要な対策がなされていること。
- 6 工事中の土砂の流出防止等の防災上必要な対策がなされていること。
- 7 施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合、市町教育委員会及び県教育委員会とその取扱いについて協議すること。また、工事中に埋蔵文化財を発見した場合、現状を変更することなく、市町教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、その対応を協議すること。
- 8 自然環境の保全のため特に必要があると認める場合、現存する植生、生息す

る動物、特異な地形、地質等の自然環境について調査するとともに、適切な対策がなされていること。

- 9 道路交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、道路及び駐車場については、良好な環境を保全し、交通安全を確保するよう計画されていること。

(一部改正 [令和6年告示175号])

第3 関係者の同意

次に掲げる関係者の同意が得られていること。

- (1) マリーナの建設地地先の水面に漁業権を有する漁業協同組合(その他の水面にマリーナの建設の影響が及ぶと知事が認める場合にあつては、当該水面に漁業権を有する漁業協同組合を含む。)
- (2) マリーナの建設地地先の水面に漁業権が設定されていない場合にあつては、当該水面において漁業を営んでいる者が属する漁業協同組合
- (3) マリーナの建設地地先の水面に占有権を有する者その他の法令の規定に基づく水面占有の許可等の申請の際に、同意を得なければならないこととされている利害関係者

(一部改正 [平成11年告示341号の12・15年350号の4])